

No.	質問	回答
本調査の対象		
1	1 案件あたりの調査金額は、予備調査は 3 千万円上限、本格調査は 1 億 5 千万円から予備調査契約額を控除した額が上限とあるが、それよりもかなり小額のものでもよいのか。	上限額は、あくまでも上限であり、それ以下のものも対象となり、規模が小さいものが劣後するものでもありません。
2	10 数億円の F/S を想定しているが、1 億 5 千万円でもよいので本制度に応募したい。可能か。	JICA 業務委託部分と提案法人の自社 F/S の部分を明確に区分できる場合に限り可能です。但し、JICA の支払い対象金額は予備調査と本格調査を合わせた上限が 1 億 5 千万円と定められているため、それを超える部分については、提案法人に負担して頂くこととなります。提案法人が調査費用の一部を負担している場合においても、調査全体に JICA の定める本調査のルールが適用されますので、ご注意ください。（例：成果品についての著作権は、JICA に譲渡されることとなります）。また、企画書に記載頂く調査費用概算については、調査全体の費用概算を記載下さい。
3	経済産業省などで、プレ F/S を実施しているものも対象となるのか。	プレ F/S を経済産業省のスキームで行い、本調査を実施していただくことも可能です。また、他の制度等で調査されたものも対象としています。ただし、先行して実施した調査の一部のみを補完的に行うものは、対象とならない場合があります。
4	既に建設されたインフラ資産を対象として運営維持管理を民間事業化するための計画を含め、「公設民営型」も対象となるのか。	対象となります。
5	PFI のサービス購入型も本調査の対象となるのか。	対象となります。
6	官側の関与がない事業や現地の民間企業への投資も対象となるのか。	対象となります。

No.	質問	回答
7	<p>投資等を検討する企業から提案された PPP 候補事業を、相手国政府が審査した上で、当該候補事業に係る F/S が実施されるといった制度になっている場合は、省庁の審査を通過した PPP 候補案件についてのみ F/S が実施可能であることになるが、今回の協力準備調査との整合性はどの様にして図られるのか。</p>	<p>個別国毎の法制度との整合性をとりつつ進める必要がありますので、提案法人は予め相手国政府機関に、提案事業が審査を通過する可能性があることを確認の上、企画書に記載してください（企画書 4.(1)及び(2)参照）。右可能性について、具体的には、採択後契約前の過程で、JICA から相手国政府に対して確認することになりますが、その際に先方政府から調査実施に反対の意見表示があった場合には、採択取消となります。</p>
8	<p>円借款供与も想定した事業の場合、円借款対象国はどこか。</p>	<p>円借款供与の対象となる所得水準に属する国については、下記をご確認下さい。 https://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance_co/about/standard/index.html </p> <p>（但し、上記一覧表に記載のある国でも、政治・外交上や経済状況等を踏まえ、円借款供与を行えない場合もあります）</p>
9	<p>外国企業との共同提案は可能か。</p>	<p>募集要項「第2 募集内容 4.参加資格要件等（1）①」のとおり、共同企業体代表者は本邦登記法人であり外国会社等は含みませんが、共同提案法人（共同企業体構成員）については提案可能です。</p> <p>当該外国会社の経験・能力・意思が事業の実現可能性を高めるために不可欠であるとする理由を具体的かつ詳細に、企画書に記載して下さい。また、当該外国会社については類似事業投資経験のみならず、日本における業務実績を広く記載して下さい。</p>
10	<p>JICA との業務委託契約で規定していない業務であっても、提案法人として必要だと判断したら、業務を追加していいか。また、その追加業務は精算対象になるか。</p>	<p>本支援事業は JICA から提案法人に対し業務を委託する委託事業であり、提案法人の自社事業に対する助成金事業や補助金事業ではありません。よって、事前に JICA 側と協議し、契約管理ガイドラインに沿って、契約変更手続きや打合簿で、追加したい業務内容と当該業務に関する費用を精査・確定する必要があります。このような精査・確定を経ない追加業務に関する経費は精算対象になりません。</p>

No.	質問	回答
資格審査/本調査の実施の資格		
11	業務従事者について、海外の子会社から選出することは可能か。	「補強」という扱いとして従事頂くことは問題ありません。ただし、募集要項「第2 募集内容 4.参加資格要件等(2)⑦」のとおり、再委託は認めていません。
12	自社は、PPP インフラ事業体への出資を想定している。出資額は、事業会社の1%程度であり、残りは豪州、中国企業の出資だが、本制度に適格か。	投資事業に対する最低出資比率等の定めはしておらず、応募は可能です。但し、本調査では、出資を想定している本邦企業等が、出資後の事業運営に十分に関与するケースを主に想定しているため、企画書の評価にあたってはその点を考慮いたします。
13	共同企業体として提案する場合に、複数の案件へ、組成の異なる複数の応募者の構成員として提案することは可能か。	可能です。 但し、ご提案時には共同企業体全社の押印が必要です。事業主体を全て調査主体として参画させるかは提案法人にて検討ください。
14	複数の案件へ、組成の異なる複数の応募者に対して、補強の業務従事者を出すことは可能か。	可能です。
経費関連		
15	共同企業体として提案した場合、全ての企業が直接人件費の支払い対象から外れるのか。	原則としては、その通りです。提案法人が実施する将来の事業に向けての調査であるという趣旨に鑑み、こうした条件としているものです。但し、募集要項第5章(4)記載の通り、提案法人が中小企業・中堅企業である場合は、この限りではありません。
16	人件費計上の対象外となる法人の範囲如何。	人件費計上の対象外となるのは「提案法人と親子関係、役員の兼務等またはその他の要因により実質的支配関係にある法人・団体に所属する人材」(募集要項別添『民間連携事業 業務委託契約 経理処理(積算)ガイドライン』4.(3)1))に記載されております。但し、募集要項「第5 経費見積・支払(4)」記載の通り、提案法人が中小企業・中堅企業である場合は、人件費(ただし、その他原価と一般管理費等は含まない)を計上できます。なお、提案法人との実質的支配関係の有無については、採択後に提案法人より説明頂いた上、当機構にて判断いたします。

No.	質問	回答
17	直接人件費の単価を算出する際に、企業側から提出が必要な書類はどのようなものがあるのか。	採択案件について一律に、後日追加で提出いただく書類はありません。ただし、契約交渉を通じて、更に確認が必要となる場合には、提出を依頼させていただくことがありますので、ご了承願います。 また精算の際は、契約書で合意された単価をベースとし、精算報告書の中で提出頂く実際の作業実績に係る書類に鑑みお支払いするため、給与台帳等の人件費関連データを追加的にご提出頂く必要はありません。
18	人件費単価について、今次調査の企画書における算出において、弊社の職階ごとの時間当たり単価を用いてよいか。	人件費については、募集要項「第5 経費見積・支払 (4)」に記載の、業務の内容・難易度及び、標準業務経験年数により各業務従事者毎に設定いただく格付により、JICA の定める直接人件費月額単価基準を上限として計上いただきます。よって、本上限額以下であれば、提案法人の時間当たり単価をご利用いただくことは可能です。最終的には採択後の契約交渉を経て確定となります。
19	参考資料4 契約書雛型 業務委託契約約款第4条（再委託又は下請けの禁止）について、条文中のただし書きについて、「仕様書に特別の定めがあるとき又は書面によりあらかじめ発注者の承諾をえたとき」はこの限りでないとするが、どういう業務に対して、再委託及び下請けが認められるのか。	本調査においては、調査の成果物が提案法人による具体的な事業投資につながるのと同時に、海外投融資を始めとするファイナンスの検討に係る基礎資料となることを期待しています。かかる観点から、本調査に限り、ファイナンスのアレンジに必要な専門的な知見を得るために必要な調査内容については、それぞれの分野に精通した金融機関やプロフェッショナルファーム（法務、財務・会計、技術、環境、保険、マーケット分析等）の機関又は人材に業務を再委託することを例外的に推奨しています。
20	調査にあたって、一部を現地にて再委託することを想定しているが、現地再委託ガイドラインに従う必要があるか。	募集要項「第5 経費見積・支払 (6)」にも記載しておりますが、再委託先の選定の際は、『民間連携事業 業務委託契約管理ガイドライン 別添3 現地再委託ガイドライン』に従って頂く必要があります。
21	再々委託契約は、業務内容が再委託業務内容中の主要部分ではなく、且つ再委託先に当該再々委託契約の業務内容を適正に実施監理・検査できる能力及び知見が	道路案件における小規模な交通量調査など、業務量が小さく、かつ高度な専門的検討を求めない業務が想定されますが、調査の内容に応じて個別判断することになります。なお、再々委託先の選定においても、『民間連携事業 業務委託契約管理ガイドライン 別添3 現地再委託ガイドライン』に従ったプロセス経るとと

No.	質問	回答
	あると判断される場合には、個別に可否を検討することだが、どのようなケースが想定されるか。	もに、同ガイドラインに従っていることを当機構も確認できるようにしていただく必要があります。
22	精算確定の際に、JICA との業務委託契約書で合意した契約金額に精算確定額が至らない場合に、受注業務に関連して自社負担した経費を JICA に請求できるか。	本支援事業は JICA から提案法人に対し業務を委託する委託事業であり、提案法人の自社事業に対する助成金事業や補助金事業ではありません。よって、業務委託契約書で規定する特記仕様書且つ契約金額内訳書に合致する JICA からの委託業務にかかる経費しか精算対象にはなりません。加えて、精算ガイドラインに沿った説明責任を担保できない場合は精算対象にできません。
企画書の記載方法について		
23	調査業務の一部を再委託する予定の場合、再委託する企業名を企画書に記載する必要はあるか。採択後に、企画書に記載の再委託先を変更することは可能か。	調査実施体制の評価に関係する情報ですので、再委託予定先や関連情報について企画書（5.(3)） ¹ に記載いただく必要があります。再委託先を含む調査の実施体制についても審査の対象としますので、採択後にこれらの体制を変更することは原則として認められません。ただし、特別な事情がある場合は、変更前と同等以上の実施体制の確保が確認される限りにおいて、その内容について協議した上で検討します。再委託先の選定方法については、契約交渉の前後で JICA の『民間連携事業 業務委託契約管理ガイドライン 別添 3 現地再委託ガイドライン』を遵守していることを書面で確認させていただきます。尚、再委託とは、提案法人と JICA の契約締結後、JICA の承認の下、提案法人が適正に選定された再委託先と契約を結ぶことを指します。
24	企画書（5.(3)）で、調査に従事する者の氏名、所属会社、部署名を「全て」記入するとありますが、企画書提出の時点で全要員を決定しておく必要があるか。その場合、採択後の要員変更は可能か。	企画書提出時点で、業務従事者全員を決定して頂いた上でご記入ください。採択案件については、業務従事者の変更は原則として認められませんが、特別な事情がある場合は、変更前と同等以上の実施体制の確保が確認される限りにおいて、その内容について協議した上で検討します。

¹ 移行型の場合であって、予備調査においては再委託を行わない場合は、具体的な再委託先については本格調査計画書に記載頂くことでも構いません。

No.	質問	回答
25	専門的な知見を外部から得る際に、外部人材と再委託先のいずれで計上すればよいのか。	<p>募集要項「4. 参加資格要件等（２）」にも記載しておりますが、以下を基準に適切と思われる経費で計上してください。</p> <p>①再委託：外部組織・士業関係者に委託することが必要かつ適当な業務であり、成果品を設定して実施する契約形態に基づく業務の場合 ②外部人材：業務従事者として調査に従事することが適当な場合</p> <p>いずれにせよ、契約交渉時に、事業内容等を確認の上、どの経費に計上頂くかを最終決定します。</p>
26	当該事業への参加企業の構成がまだ明らかでない。提案の選定中に、共同企業体の構成員を変更することは可能か。	調査を行う共同企業体の構成員を、企画書提出後に変更することは出来ません。
27	採択後、共同企業体構成員企業を追加することは可能か。	企画書を評価する際は、提案法人が採択後に契約の相手方となることを前提として評価を行っております。従って、構成員の変更は原則認められません。但し、補強要員として追加頂く程度の変更であれば交渉等にて必要性を確認し認める場合があります。
28	様式 3（評価対象業務従事者経歴書）は業務従事者全員分必要か。	提案法人の主たる業務従事者 2 名（業務主任者を含む）及び直接人件費を計上する業務従事者全員について、様式 3 のフォーマットにて経歴書を作成の上、添付してください。
29	様式 3（評価対象業務従事者経歴書）の提出が求められる主たる業務従事者 2 名はどのように決定すればよいか。	提案法人として起用予定の人員のうち、調査の最も重要な業務を担当される方としてください。提案法人の業務主任者を主たる業務従事者のうちの 1 名とすることは必須とします。
30	共同企業体結成届の提出は必要ないのか。	様式 5. 企画競争申込書 をもって共同企業体結成届とみなします。各構成員の社印及び代表者印を必ず押印してください。
31	補強の協力同意書の提出の必要はあるか。	企画書の時点ではご提出は特にお願いしておりませんが、採択後にご提出をお願いしております。

No.	質問	回答
32	企画書提出に際して、法人紹介パンフレット等の添付は必要か。	法人紹介パンフレット等の添付は必要です。
情報公開関連		
33	環境社会配慮ガイドラインが適用されるとのことだが、調査中に環境関連情報をオープンにするプロセスは求められるのか。	<p>求められます。本調査の実施にあたっては、環境社会配慮ガイドライン（募集要項「第4 本調査の内容 7. 本調査実施上の条件(1)③参照」）の趣旨に従ったものになるよう十分配慮することとします。</p> <p>なお、同ガイドラインにおいては、協力準備調査の実施決定前に、カテゴリ分類結果（プロジェクト名、国名、場所、事業概要、カテゴリ分類とその根拠）をウェブサイトで公開（全カテゴリ）することとなっています。</p> <p>また、カテゴリ A 案件及びカテゴリ B 案件のうち必要な案件については、同ガイドラインの規定に基づき、情報公開の実施、外部有識者による助言委員会の実施等の対象となります。</p>
34	環境社会配慮ガイドライン「協力準備調査の実施決定前にカテゴリ分類結果をウェブサイトで公開（全カテゴリ）する」とあるが、公開内容が商業上の秘密に該当する場合には、該当部分を非公開とすることができるのか。例えば、事業の場所などの事業概要の一部が商業上の秘密に該当すると考える場合には、非公開とすることも可能なのか。また、協力準備調査実施決定前とは、どの段階なのか。	<p>カテゴリ分類結果を公開する際、公開する内容については、提案法人とも協議をした上で決定致します。</p> <p>また、公開時期については、採択通知後のタイミングとなります。</p>
35	環境社会配慮ガイドライン「カテゴリ A 案件の場合は、スコーピング案並びに調査報告書案の段階で、有識者委員会から構成される環境社会配慮助言委員会に助言を求め（委員会の議事録は公開されます）」とあるが、助言委員会は公開の場で行われるのか。また、議事録についてはどうか。	<p>環境社会配慮助言委員会は原則公開の場で行われ、議事録についてもウェブサイトで公開されます。</p> <p>一方、必要に応じて会議を非公開とする場合もあります。委員会、WG における配付資料もウェブサイト、または、その他の方法で公表しますが、公開が不適切なものは非公開とする場合もあります。</p>

No.	質問	回答
36	成果物は公開されるのか。	原則非公開とします。
37	調査完了後、相手国政府に成果物を提出する必要はあるのか。	必要ありません。ただし、PPP 事業を想定している場合には、調査の目的の一つが相手国政府に対する事業の提案となることから、調査中もしくは調査完了後に、調査報告会等の形で相手国政府の主要カウンターパートに対して提案する事業の内容や調査結果を提案法人として開示可能と考える範囲内で説明頂くことを想定しています。
調査実施後の事業実施段階関連		
38	事業実施時にコンサルタント会社が官部分、民部分両方に参画することは可能か。本調査を実施したコンサルタント会社が「官」部分に参画することに対し、JICA は制限を設けないとの理解でよいか。	特段の制限はありません。
39	本 F/S 後の官部分の事業実施までの手順や JICA の支援方針は具体的にあるか。即ち、官側の投資計画作成のための協力準備調査や詳細設計などの更なる支援を想定しているか（民部分のみ調達が先行しても官部分の実施に向けた具体的な動きがなければ、結局民部分の調達が成立しない事態を懸念）。	官側の投資計画作成のための協力準備調査や詳細設計などの更なる支援については、必要に応じて検討致します。

No.	質問	回答
40	PPP 事業の場合、事業権の入札の際には、本調査を実施した企業が著しく有利になるということで、他の競争者からクレームを受ける可能性があるが、本調査を受注することにより、後々の PPP 事業権調達から排除されることはないのか。日本の ODA で公共部分の調達を行う場合に提案者が排除されることはないか。	<p>本調査については JICA が発注者となり実施するものですが、事業権入札に関しては途上国政府が発注者であることから、事業権調達から本調査を実施した当該企業を排除するか否かについては発注者である途上国政府が判断することとなります。従って、調査実施対象国によって本調査を実施した企業が本体事業から排除される規則がある場合がありますのでご留意願います。</p> <p>我が国 ODA で公共部分の調達を行う場合は、本調査の受注企業が排除されるような制限は設けておりません。また、通常の協力準備調査においては、中立性を重んじる観点から商社やメーカー等の排除条項を入れ規制を設けていますが、本調査は、民間企業等からの提案に基づき、民間資金を活用した事業の F/S を作成するという性格であるため、そのような規制は設けておりません。ただし、上述の様に途上国政府側が設ける規制によっては排除されることがあります。</p>
その他		
41	通常の協力準備調査や無償案件の場合、現地カウンターパートによる調査団の事務所等の便宜供与が図られるが、今回のような民間資金を活用した事業の場合、コンサルタント、商社、投資グループ等々で JV を組むので調査団が大きくなるが、その際の調査団の事務所等については調査団負担ということになるのか。	調査団に対する必要な便宜供与依頼は JICA としても先方の関係機関に必要なに応じていたしますが、通常の相手国政府からの要請案件に基づく調査とは違い、提案型であることから、先方政府機関の対応が通常とは異なることがあり得る点、ご承知おきください。
42	提案法人が投資の形で参画する予定であることが提案者に課される要件とのことだが、より具体的な要件如何。	企画書において、投資の形で事業参画を検討していることがわかる事実を可能な範囲で記載頂き、かつ、組織としての事業化意思を明記頂きます。
43	複数本邦企業が参加する入札に向けた予備調査の扱いについて	企画書提出の段階で他本邦企業参加が見込まれる場合は、原則採択を保留します。企画書提出後、4 カ月経過しても状況に変更がない場合は原則不採択とします。

No.	質問	回答
		提案者による十分な情報収集と JICA への共有をお願いいたします。審査の過程でも、ヒアリングをさせていただきます。
44	従来の調査では、業務従事者の配点が高いと理解しているが、今回の調査の配点割合を教えてください。	本調査の評価では、提案するプロジェクトの内容やその実現可能性が評価の大きな柱となります。従って、業務従事者に関する配点を含む調査体制に関する評価より、プロジェクトの内容により重点をおいて評価いたします。
45	JICA による案件審査の過程でヒアリングが実施される可能性があるとのことだが、実施される場合、時期はいつ頃を想定しているのか。またこのヒアリングには、業務主任者（又は調査従事予定者）が出席する必要があるのか。	ヒアリングの実施時期については、企画書提出締切後順次行うことを想定していますが、諸事情によって前後することがあるためご了承ください。正確な日時については、後日 JICA からヒアリングの実施を依頼する法人様宛に差し上げるご案内をご確認下さい。 また、ヒアリングには、調査従事予定者のうちいずれかの方が参加頂くようお願いいたします（業務主任者である必要はありません）。
46	PPP 案件の場合、官民の役割がバランスのとれた案件が評価されるのか。	一概に投資額の多寡により判断するものではありませんが、極端に官側に役割や投資額が偏ったものは、通常、相手国政府の事業提案の受入可能性が下がることから、提案時点の相手国政府との協議・交渉状況を重点的に確認し、かかる確認の結果を評価に反映します。 一方、相手国政府の関与が少ない、あるいはない事業については、特に条件はありません。
47	業務主任者は、補強でよいか。共同企業体の代表提案者から出さねばならないなどの制限はあるか。	業務主任者は、補強では認められません。共同企業体の場合は代表法人から出して頂く必要があります。なお、共同企業体を構成する場合、共同企業体の代表法人から必ず 1 名以上が業務従事者として参加していただく必要があります。
48	調査期間はどれくらいか。	期限は設けておりません。
49	募集要項について質問ができる期限はいつまでか。	企画書が提出されるまで可能です。
50	提案案件に係る事前相談ができる期間はいつまでか。	必要に応じ随時に対応します。ただし、企画書提出以降は採否を通知するまで当該案件についてのご相談は受け付けられません。

No.	質問	回答
二段階方式関連		
51	二段階方式導入の趣旨は何か。	本調査の対象案件が事業化に結びつくためには、現地関連法制度が整備されており、かつ提案法人の事業化意思や相手国側関係者のコミットメントが確保されていることが前提となるところ、この点に着目して段階的な調査制度を導入することとしたものです。尚、官側の関与のない、純然たる民間事業の場合でも、二段階方式を利用することは可能です。
52	予備調査と本格調査では別個の契約を結ぶのか。	その通りです。
53	予備調査、本格調査の上限額はいくらか。	予備調査の上限は3千万円、本格調査の上限は1.5億円から予備調査契約額を控除した額となります。
54	「予備調査（移行型）」と、「予備調査（単独型）」はどのように使い分ければよいか。	「予備調査（移行型）」と「予備調査（単独型）」との最も大きな差異は、「予備調査（移行型）」が本格調査実施を前提とした契約であるのに対し、「予備調査（単独型）」では本格調査実施を前提としていない契約である点です。こうした違いを反映し、「予備調査（単独型）」は提案法人の意思確認記載を不要とし、審査の過程も簡略化する等、企画書提出・審査・調査実施までの確認事項を効率化させ、ご提案して頂きやすい制度としています。一方、本格調査実施を前提としていないため、「予備調査（単独型）」終了後に本格調査実施を希望される際には、新たに企画書を提出頂き改めて審査が発生する等、手続きを経て頂く必要があります。提案する事業内容により、「予備調査（移行型）」で本格調査移行をふまえて現地の関連手続き等を実施しての開始が望ましいのか、「予備調査（単独型）」として断続的な実施が望ましいのかを検討いただき、選択ください。
55	本格調査の実施可否はどのように決まるのか。	「予備調査（移行型）」終了時までには提出いただき、予備調査報告書及び本格調査計画書を基にJICAが本格調査開始に係る妥当性を判断します。本格調査の実施可否については、「予備調査（移行型）」の履行期間終了後3ヶ月以内（又は別途、受注者と合意した期間内）に通知いたします。

No.	質問	回答
		「予備調査（単独型）」では、調査終了後に改めて本格調査企画書を提出頂き、審査の手続きから開始します。
56	「予備調査（移行型）」終了時に、本格調査に移行する基準が満たされていないと本格調査に移行する可能性はないのか。	原則としてその通りです。ただし、一定の猶予期間を設けることで本格調査への移行基準が満たされることが見込まれる旨の申請が受注者からあった場合は、JICA の判断により、一定の猶予期間を設ける場合があります。
57	本格調査に移行するために、相手国の PPP 実施体制等のための技術協力を JICA に依頼することは可能か。	予備調査で抽出された課題を踏まえつつ技術協力の実施を検討することは可能ですが、通常、技術協力の成果が出るまでには相当の時間がかかることから、「予備調査（移行型）」については、完了の時点で本格調査への移行基準のうち満たされていないものがあった場合、技術協力の実施を以ってかかる未達成の移行基準に代えることは出来ません。
58	事業権取得後であっても本格調査の応募は可能か。	事業権取得後もファイナンシャルクローズに向けた調査等が必要な際には本格調査の応募は可能です。

以 上